

第8回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社オプティマスグループ
証券コード 9268

日 時

2022年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

場 所

東京都港区東新橋一丁目6番3号
ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留
25階「しおさい」

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目 次

招集ご通知 （提供書面）	P 1
事業報告	P 5
連結計算書類	P31
計算書類	P34
監査報告	P37
株主総会参考書類	P43

証券コード 9268
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目5番6号
株式会社オプティマスグループ
代表取締役社長 山 中 信 哉

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面の郵送による場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による場合〕

当社指定の議決権行使webサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスし、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力 of のうえ、上記の行使期限までにご送信ください。なお、インターネットによる議決権行使の方法については、3頁から4頁をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目6番3号
ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留 25階「しおさい」

3. 目的事項 報告事項

1. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。
- ・次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.optimusgroup.co.jp/>

＜新型コロナウイルスをはじめとする感染予防に関するご案内＞

当社は、新型コロナウイルスの感染予防ならびに拡散防止のためと、株主様の安全を第一に考え、本株主総会につきましては、昨年に引き続き規模を縮小した形で開催させていただくことを決定いたしました。

株主総会当日、議場にご来場の株主様におかれましては、十分なお席が確保できない可能性がございます。

つきましては、可能な限り、郵送もしくはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。(次頁をご参照ください。)

※ご注意とお願い

- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・当社では、会場受付時に、アルコール消毒液や体温計等を設置するなど、安全の確保に最大限努めてまいります。株主様におかれましては、ご来場いただく際にマスクのご着用、アルコール消毒液の噴霧等にご協力賜りますようお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられます方には、入場をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承ください。
- ・会場内外において、役員、運営担当社員がマスク着用にて対応させていただく場合もございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1≫株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年 6 月23日 (木曜日) 午前10時

場所

**ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留
25階「しおさい」**
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2≫郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年 6 月22日 (水曜日) 午後6時到着分まで

3≫インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから次頁に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2022年 6 月22日 (水曜日) 午後6時入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ※ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

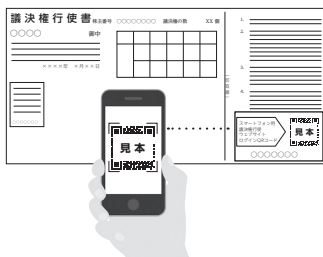
インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。
・株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

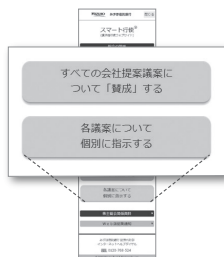
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使
に関するお問い合わせ先

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

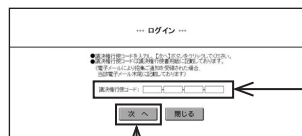
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

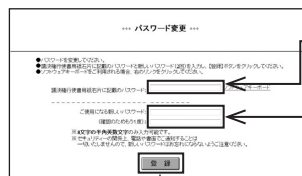
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)
(ご利用時間 午前9時～午後9時 (年末年始を除く))

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、変異株の出現もあり新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的蔓延は終息に至らず、サプライ・チェーンのひっ迫、商品価格の上昇、金融政策の緩和から引締めへの転換、地政学リスク等により、先行き不透明感は拭えませんが、主要国の財政出動やワクチン接種の進展等により徐々に回復に向かいつつあります。

当社グループの事業の中核市場であるニュージーランドでは、前年のマイナス成長の反動で暦年ベース+5.6%の経済成長を達成する見込みです(IMF推計、2022年4月)。2021年10月から始まった中央銀行による金融引き締めには一定の留意が必要ですが、同国の景気は依然回復基調を維持しています。同国の輸入中古自動車市場は、2021年3月期にESC(横滑り防止装置)規制が完全導入されたことで輸入中古自動車総量は規制導入前の水準には戻っていませんが、移動手段としてのマイカーニーズは高止まりしており、当連結会計年度の輸入中古自動車総量は前期比10%を超える増加に転じたとみられています(同国税関統計)。

このような環境下、当社グループは、前年度後半より続く中古自動車需要の高位推移を確りと捉えつつ、期中の断続的なロックダウンによる物流の滞留を他国向け輸出増によりカバーし、当社グループ中核会社・貿易セグメントの㈱日貿の当連結会計年度輸出販売台数は45,290台、前年度前半のニュージーランド完全ロックダウンによる物流停止という異常事態の反動もあり、前年同期比48.1%の大幅な取扱台数の増加となりました。また、これに伴い、物流セグメントの売上高の大部分を占める中核事業子会社 Dolphin Shipping New Zealand Limitedのニュージーランド向けの輸送台数も、41,620台と前年同期比28.7%の大幅な増加となりました。サービスセグメントでは、中古自動車卸売事業子会社であるTrade Cars Limitedにおいて、前述の市場好況を背景に前年同期を大幅に上回る販売数量を達成しました。検査セグメントにおいては、ニュージーランド向けの船積前検査数量が72,940台と前年同期比23.4%増となり、収益力が漸次回復しております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高455億38百万円（前年同期比82.7%増）、営業利益30億71百万円（同255.2%増）、経常利益30億72百万円（同143.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益25億44百万円（同166.8%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

貿易セグメントにおきましては、前述のように販売台数の増加に加え、中古自動車需要増を受けた販売単価の上昇がみられました。この結果、売上高326億44百万円（前年同期比107.3%増）、セグメント利益13億67百万円（同650.2%増）となりました。

物流セグメントにおきましては、前述のように中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数の増加を受け、売上高は74億5百万円（前年同期比68.0%増）、セグメント利益は8億27百万円（同181.3%増）となりました。

サービスセグメントにおきましては、レンタカー事業子会社Universal Rental Cars Limitedの撤退による売上高の減少要因はあるものの、中古自動車卸売事業子会社であるTrade Cars Limitedの販売数量増加や販売単価上昇等から、売上高は95億61百万円（前年同期比53.5%増）、セグメント利益5億1百万円（同41.3%増）となりました。

検査セグメントにおきましては、ニュージーランド向けバイオ検査（検疫）件数は72,940件と前年同期比23.4%増となるなど、ニュージーランド向けを含めた輸出前検査数量の増加による売上増、前年度に関連経費増加をもたらしたCOVID-19対応によるニュージーランド向け検査方法の変更への対応が定着したこと等から、売上高41億36百万円（同21.2%増）、セグメント利益4億98百万円（同2,863.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は210,899千円（無形資産への投資を含む）であり、その主なものは、以下の通りです。

・検査セグメント：熱処理設備等 73,989千円、検査業務管理システム構築等 43,531千円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、国内及び海外の金融機関から借入を63億円増やしております。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2019年3月期)	第6期 (2020年3月期)	第7期 (2021年3月期)	第8期 (当期) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	25,644	26,520	24,920	45,538
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,573	713	953	2,544
1株当たり当期純利益 (円)	98.32	50.61	72.05	194.80
総資産 (百万円)	22,680	23,854	30,692	42,012
純資産 (百万円)	10,741	9,360	11,618	14,651
1株当たり純資産 (円)	674.49	707.30	877.88	1,132.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第5期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2019年3月期)	第6期 (2020年3月期)	第7期 (2021年3月期)	第8期 (当期) (2022年3月期)
営業収益 (百万円)	1,191	1,359	1,343	1,225
当期純利益 (百万円)	1,226	355	611	341
1株当たり当期純利益 (円)	76.63	25.27	46.24	26.13
総資産 (百万円)	15,248	15,824	19,037	25,238
純資産 (百万円)	7,557	6,881	7,321	7,023
1株当たり純資産 (円)	474.54	519.94	553.18	542.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第5期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日貿	10百万円	100.0%	中古自動車の仕入れ 及び輸出版売
Universal Finance Company Limited	53百万 ニュージーランドドル	100.0	サービス事業におけ る子会社の統括
Dolphin Shipping New Zealand Limited	3 百万 ニュージーランドドル	100.0	中古自動車の非船舶 運航
株式会社日本輸出自動車検査 センター	10百万円	100.0	中古自動車の輸出前 検査

(注) 事業年度末日における特定完全子会社の状況は以下の通りです。

特定完全子会社の名称	Optimus Group New Zealand Limited
特定完全子会社の住所	ニュージーランド オークランド市
特定完全子会社の株式の帳簿価額	6,344,372千円
当社の総資産額	25,238,277千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と収益力の向上のため、以下の項目を会社の対処すべき課題として認識し、取り組んでまいります。

① ニュージーランドでの既存事業の強化及び新規事業の創出

当社グループは、ニュージーランド向け中古自動車輸出関連事業を主要な事業としておりますが、移民など人口増加のスピード鈍化、同国におけるマーケットシェア等に鑑み、同国向けの中古自動車販売の成長は一定水準に留まると予想しております。同国内における事業収益力の強化と収益源の多様化を進めることが重要な経営課題と認識しております。

② ニュージーランド以外の地域への事業展開

当社グループは、ニュージーランド市場における売上に極めて大きく依存しております。当社グループの事業のさらなる成長・拡大とリスク分散の観点から、当社グループは、オーストラリアを中心としたニュージーランド以外の地域でもビジネスの拡大を図っていくことが重要な経営課題と認識しております。

③ 人材の育成と確保

当社グループが、既存事業の強化、新規事業の創出及び新たな地域への進出、といった成長戦略を円滑に遂行するためには優れた人材が必要です。各事業分野での優秀な経営人材、事業推進及び経営管理面での中核人材の育成と確保が重要な経営課題と認識しております。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みと捉え、経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するために、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数は独立社外取締役で構成しております。

また、当社グループの事業における潜在的な利益相反を適切に管理、低減するために、任意の諮問機関として利益相反特別委員会を設置しております。代表取締役を委員長とし、業務執行の取締役、監査等委員の常勤取締役、審議する内容・事項に応じて適宜任用されるグループ会社幹部、社外の弁護士で構成されています。

さらにはリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会の開催、及びコンプライアンス研修を通じて、リスク管理及びコンプライアンスの強化に努めております。

今後、経営の健全性と透明性をさらに高めるために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを一層強化することが重要な経営課題と認識しております。

<ご参考>

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みと捉え、その強化を経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社グループは、より実効的なコーポレート・ガバナンスを実践することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

<コーポレート・ガバナンスに係る基本方針>

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利の確保および、株主がその権利を適切に行使できるような環境の整備に努める。
- ② 当社は、株主以外のステークホルダーも尊重し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- ③ 当社は、法令に基づく開示以外の情報開示についても主体的に取り組む。
- ④ 取締役会、監査等委員会ならびに経営陣等は、自らの役割・責務を適切に果たすように努める。
- ⑤ 当社は、株主総会以外の場においても株主との間の建設的な対話に努める。取締役、経営陣幹部は、このような対話を通じて入手した株主の意見等を十分に検討し、当社グループの中長期的な価値向上に結びつけるように努める。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
貿易	中古自動車の仕入れ及び販売
物流	中古自動車の輸出に付随する物流業務
サービス	ディーラーなど事業者向け事業及び金融サービスなど一般消費者向け事業
検査	中古自動車の輸出に付随する検査業務及びニュージーランド国内における自動車の検査業務
オーストラリア	中古自動車輸入販売、ディーラー事業、データサービス事業

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区
----	-------

② 重要な子会社

事業区分	会社名
貿易	株式会社日貿（三重県伊勢市）
物流	Dolphin Shipping New Zealand Limited（ニュージーランド）
サービス	Universal Finance Company Limited（ニュージーランド）
検査	株式会社日本輸出自動車検査センター（横浜市鶴見区）

（注）表中の「会社名」における（ ）内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
貿易	65 (0) 名	増減なし
物流	39 (13)	6名増（増減なし）
サービス	96 (14)	10名増（4名増）
検査	258 (39)	5名増（4名増）
全社（共通）	31 (5)	5名増（1名減）
合計	486 (71)	23名増（7名増）

（注） 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社及び中間持株会社であるOptimus Group Australia Pty Ltdに所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28 (5) 名	2名増（1名減）	49.3歳	4.04年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時使用人数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,200百万円
	17百万オーストラリアドル
Bank of New Zealand	32.9百万ニュージーランドドル
株式会社三菱UFJ銀行	2,200百万円
株式会社りそな銀行	1,277百万円
株式会社百五銀行	1,175百万円
株式会社三十三銀行	1,000百万円
株式会社三井住友銀行	900百万円
株式会社横浜銀行	845百万円
株式会社商工組合中央金庫	841百万円
ANZ Bank New Zealand Ltd	8.1百万ニュージーランドドル

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,360,535株
- ③ 株主数 2,464名（前期末比296名増）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山中 信哉	1,040,590株	24.13%
ロバート・アンドリュース・ヤング	699,300	16.21
マーティン・フレイザー・マッカラック	699,300	16.21
光通信株式会社	300,600	6.97
内藤 征吾	66,300	1.53
浜本 憲至	61,000	1.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	56,000	1.29
J P モルガン証券株式会社	52,300	1.21
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	46,400	1.07
木下 祥	45,700	1.05

(注) 1. 当社は、自己株式を1,048,616株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 株式等の政策保有に関する方針

- ① 上場株式の政策保有
取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開の便益、保有に伴うリスクおよび当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に行う。また、上場株式を政策保有する場合には、保有の合理性を精査し、保有の適否を検証し、取締役会に報告する。
- ② 政策保有する株式の議決権行使
上場株式を政策保有する場合には、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び当該株式の発行体の企業価値向上に資するか否かを総合的に判断して議決権を行使する。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 中 信 哉	株式会社日貿 代表取締役社長
取締役	ロバート・アンドリュース・ ヤ ン グ	株式会社日貿 取締役 Universal Finance Company Limited 取締役
取締役	マーティン・フレイザー・ マ ッ カ ラ ッ ク	Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役
取締役	岩 岡 廣 明	
取締役	富 島 信 彦	
取締役（監査等委員・常勤）	長 崎 伸 郎	株式会社日貿 監査役 株式会社日本輸出自動車検査セ ンター 監査役
取締役（監査等委員）	縄 野 克 彦	(一財)日本水路協会 会長 (一財)航空機安全運航支援セン ター 会長
取締役（監査等委員）	伊 藤 真 弥	西村あさひ法律事務所 パート ナー
取締役（監査等委員）	布 施 伸 章	布施公認会計士事務所 所長 合同会社会計・監査リサーチセ ンター 代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）長崎伸郎、縄野克彦、伊藤真弥及び布施伸章の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。
委員長 長崎伸郎、委員 縄野克彦、委員 伊藤真弥、委員 布施伸章
なお、長崎伸郎氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることにより、監査及び監督機能の実効性を高めるためであります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）長崎伸郎、縄野克彦、伊藤真弥及び布施伸章の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）長崎伸郎氏及び布施伸章氏は以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）長崎伸郎氏は、事業会社で長年にわたり経理業務に従事し、海外グループ会社の経理担当役員を務めたほか、商社の監査役及び社外取締役、保険会社の執行役員を務めました。

- ・取締役（監査等委員）布施伸章氏は長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与し、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5名 (一)	209百万円 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	37 (37)
合 計 （うち社外取締役）	9 (4)	246 (37)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く。）は5名、社外取締役（監査等委員）は4名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社では、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、メンバーの過半数および委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会における検討を経て、2021年2月15日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。

イ. 決定方針の概要

- ・当社は、企業価値の持続的な向上を経営の重要課題のひとつと考えており、コーポレートガバナンス・コードにおいては「役員報酬は企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する」ことが求められていることも踏まえ、株主利益に連動した報酬体系として、監査等委員である取締役を除く取締役の2021年7月以降の報酬において、固定報酬に加えて業績連動報酬を導入した。
- ・監査等委員である取締役は、独立性の観点から、固定報酬のみとする。
- ・取締役の年間報酬総額は、2016年4月14日開催の株主総会にて決議された金額の範囲内とする。
- ・報酬額の水準は、他社の水準、各取締役の職責、従業員給与の水準との比較等を総合的に勘案して決定する。
- ・報酬は、固定報酬と業績連動報酬の合計額を12か月で均等割りした月例の金額を、毎月支給する。

ロ. 業績連動報酬に関する事項

- ・当社の事業の実情に鑑み、業績連動報酬は、①全社（グループ連結）業績に対する評価、②担当部門業績に対する評価、および③中長期的成長やグループへの貢献を含む活動内容に対する評価の3項目で決定する。
- ・全社業績および担当部門業績は、前年度計画の達成度、および当年度計画の前年実績との比較の両要素を勘案して評価する。
- ・中長期的成長やグループへの貢献を含む活動内容に対する評価は、定性評価による。
- ・固定報酬および業績連動報酬（標準額の場合）の合計に対する業績連動報酬（同）の割合は、職位が上位の取締役ほど大きくする。監査等委員である取締役を除く取締役全体の平均では、概ね3割程度とする。

ハ. 毎年の報酬額の決定手続きに関する事項

- ・監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会が決定方針に沿って総合的に検討した結果を取りまとめた答申を得た上で、取締役会決議によって委任を受けた代表取締役社長が答申の内容を尊重して決定する。

二. その他の重要な事項

- ・業績連動報酬の付与対象となる取締役本人、およびその担当部門、当社グループ全体においてコンプライアンス違反行為があった場合は、その程度に応じて報酬の減額等の措置を講ずる。

ホ. 2021年6月までの報酬

- ・2021年6月までの取締役の報酬は固定報酬のみとし、取締役の年間報酬総額は2016年4月14日開催の株主総会にて決議された金額の範囲内とする。また、報酬額の水準は、他社の水準、職責、従業員給与の水準との比較等を総合的に勘案して決定し、年間報酬額を12か月で均等割りした月例の金額を毎月支給した。
- ・2021年6月までの個人別の報酬額は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬諮問委員会の答申を得て、最終決定を代表取締役社長 山中信哉に委任する旨を2020年6月24日開催の取締役会にて決議済み。代表取締役社長に前記委任をしたのは、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当部門や職責に対する評価の最終決定を行うのは代表取締役社長が最も適任であると判断したことによる。
- ・取締役会は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が決定方針に沿って総合的に検討した結果を答申し、代表取締役社長 山中伸哉も当該答申および決定方針との整合性に留意して最終決定をしているので、個人別の報酬額は決定方針に沿うものであると判断した。

⑤ 役員等賠償責任保険の内容の概要等

- ・当社は、保険会社との間で、当社および「(3)重要な子会社の状況」(9ページ)に記載の当社の子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役(監査等委員) 縄野克彦氏は、(一財)日本水路協会会長及び(一財)航空機安全運航支援センター会長であります。(一財)日本水路協会及び(一財)航空機安全運航支援センターと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役(監査等委員) 伊藤真弥氏は西村あさひ法律事務所のパートナーであります。西村あさひ法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役(監査等委員) 布施伸章氏は布施公認会計士事務所の所長及び合同会社会計・監査リサーチセンターの代表社員であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 長 崎 伸 郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。経理・内部監査等の管理部門に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 縄 野 克 彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 伊 藤 真 弥	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 布 施 伸 章	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。公認会計士としての財務・会計に関する豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システム構築に関する基本方針」)を策定しており、以下はその一部であります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスに係る体制を構築し、推進する。
 - ・当社は、内部監査室を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を適宜実施する。内部監査室はその結果を、当社の代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び経営会議に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。
 - ・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。
 - ・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システム

を構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項
 - ・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役及び使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科すことができるものとする。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な関係を保つ。
 - ・監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
 - ・監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を開催し、その

実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

⑫ 反社会的勢力排除への対応方針

- ・当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。また、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用（モニタリングを含む。）を行うとともに、その有効性を評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団における「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況の把握と、コンプライアンス違反の防止に積極的に取り組んでおります。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回開催しております。同委員会では、当社グループのコンプライアンス研修計画を定め、当社及び子会社の役員及び使用人に対して、職場のハラスメント防止、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関する教育を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上と不正の防止に努めております。

また、コンプライアンス違反の未然の防止、早期発見による自浄機能の向上を目的として、コンプライアンス相談窓口を設けております。社内相談窓口の他に、当社の顧問法律事務所を社外相談窓口としております。相談者の希望により、女性担当者も指定できるようにしております。

当社及び子会社における内部監査につきましては、当社の内部監査室において、内部監査計画に基づき実施しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

機密情報管理規程に基づき、総務・IRユニット長が情報管理責任者として、情報の保存及び管理に関する体制整備の推進に責任を負っております。

また、重要な情報の公表及び重要な情報管理に関する規程、規則等の制定は、当社の取締役会の承認を得て行っております。また、当事業年度は、スキャンデータ格納先における、データの定期的な自動削除や、プリントアウト時のカード認証印刷の導入により資料の置き去りを防止することで、情報漏洩対策を実施しております。

文書管理規程に基づき、取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定の議事録、決裁済み稟議書など業務執行等に関する記録についても、総務・IRユニットで適正に保存及び管理しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動、管理運営または当社役職員に負の影響を及ぼす可能性がある様々なリスクの管理と、対応策の推進および統括を行っております。当事業年度は、リスク管理委員会を2回開催しております。

同委員会では、予見されるリスクを洗い出し、当社及び子会社が取り組むべき対策を明確にしております。

また、当社では同規程に基づき、緊急事態が発生した際に、役員ならびに社員の安全を確保しながら当社の事業を適切に継続、運営するために「株式会社オプティマスグループ 事業継続計画」を定めております。

なお諸リスクの低減、除去に向けた取り組みについては、内部監査により確認を行っております。

④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定方法を明確に定めており、取締役会（当事業年度に17回開催）、経営会議（当事業年度に24回開催）において、所定の事項を審議し、効率的かつ機動的な経営意思決定を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の経営管理につきましては、経営支援ユニットを中心に関連ユニットが担っております。同ユニットは、経営について子会社における地域の特異性を考慮し、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理規程に従い、子会社の経営管理体制を整備及び統括しております。また、子会社は、当社へ事業の状況に関し定期的な報告をし、経営上の重要な意思決定につき、当社の主管部門へ事前に承認申請又は報告を行っております。

また、内部監査室は、当社及び国内外の子会社を含めて定期的な監査を実施しており、法令・社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等について独立・客観的評価を実施しております。

- ⑥ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
内部通報規程を制定し、通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設けており、法律事務所、総務・IRユニット、内部監査室及び監査等委員会を社内外の窓口として内部通報制度の活性化に努めております。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社では、内部通報規程の定めにより、通報者が不利益を被ることがないように罰則を設け、通報者及び通報内容の個人情報の保護に努めております。
- ⑧ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、監査等委員4名で構成されており、全員が社外取締役であります。当事業年度において、監査等委員会は16回開催し、監査に関する重要な事項についての報告、協議及び決議を行っております。
当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等の重要な社内会議に出席し、また、子会社に対しては、重要な会議への出席の他、拠点への往査や重要な書類の監査を実施し、業務の執行状況を直接確認しております。
当事業年度に、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の「三者打ち合わせ」(年4回)を開催する等して、発見事項や課題を共有するなど、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の監査との連携を図ることで、監査の実効性を高めております。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
当社は、企業としての社会的責任を果たし、当社、子会社、その他利害関係者等が被害を受けることを防止し、反社会的勢力を当社及び子会社の一切の取引から排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、管理体制を整備しております。
当社及び子会社において不当要求防止責任者を選任し、外部情報の収集体制及び内部連絡体制を構築しております。
総務・IRユニットは、当社及び子会社での反社会的勢力に関する一元的な情報管理及び蓄積をすすめております。新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、反社会的勢力排除を目的とした事前調査を行っております。
また、使用人等に対する不当要求についての対応指導及び教育を行っております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社は、決算統括ユニットをはじめとして財務報告を迅速かつ正確に行うことのできる体制を構築しております。当社の各ユニットは自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

また、財務報告に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には決算統括ユニットへ通知され、関連ユニットと協議のうえ、適正に財務報告を行うことができる体制の構築を行っております。

内部監査室は、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告の信頼性が確保されているかを内部統制の観点から検証し、重要な不備がないことを確認しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと位置付けております。

配当につきましては、安定的な事業収益からの株主還元を確保しつつ、安定的な財務基盤の維持と新たな成長のための投資を勘案し、当面は連結配当性向30%程度を目安とする方針であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年9月30日、期末配当を行う基準日は毎年3月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に鑑み、安定的な事業収益からの株主還元の観点を踏まえ、2022年5月13日の取締役会決議により1株当たり85円とさせていただきます。すでに2021年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり55円とあわせまして、年間配当金は1株当たり140円となります。

内部留保資金の使途につきましては、将来のM&A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	36,467,367	流 動 負 債	23,181,201
現 金 及 び 預 金	7,338,732	買 掛 金	814,707
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	11,310,769	短 期 借 入 金	17,877,197
販 売 金 融 債 権	6,815,303	1年内返済予定の長期借入金	1,215,512
棚 卸 資 産	5,859,863	未 払 法 人 税 等	562,313
短 期 貸 付 金	2,764,500	賞 与 引 当 金	97,246
そ の 他	2,508,272	そ の 他	2,614,225
貸 倒 引 当 金	△130,072	固 定 負 債	4,179,549
固 定 資 産	5,545,028	長 期 借 入 金	3,382,877
有 形 固 定 資 産	3,251,078	繰 延 税 金 負 債	47,728
建 物 及 び 構 築 物	1,500,618	退職給付に係る負債	219,250
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	208,125	リ ー ス 債 務	479,550
土 地	756,307	そ の 他	50,142
リ ー ス 資 産	613,418	負 債 合 計	27,360,751
そ の 他	172,609	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	314,767	株 主 資 本	13,938,283
の れ ん	54,883	資 本 金	437,099
そ の 他	259,884	資 本 剰 余 金	1,880,457
投 資 そ の 他 の 資 産	1,979,181	利 益 剰 余 金	12,707,461
投 資 有 価 証 券	1,273,546	自 己 株 式	△1,086,735
繰 延 税 金 資 産	304,305	その他の包括利益累計額	713,361
そ の 他	455,850	為 替 換 算 調 整 勘 定	713,361
貸 倒 引 当 金	△54,520	純 資 産 合 計	14,651,645
資 産 合 計	42,012,396	負 債 純 資 産 合 計	42,012,396

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

– 32 –

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	431,100	1,874,458	10,559,355	△831,918	12,032,996
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	5,999	5,999	－	－	11,998
剰 余 金 の 配 当	－	－	△395,972	－	△395,972
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	2,544,078	－	2,544,078
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△254,817	△254,817
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	5,999	5,999	2,148,105	△254,817	1,905,287
当 期 末 残 高	437,099	1,880,457	12,707,461	△1,086,735	13,938,283

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△414,754	△414,754	11,618,242
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	－	－	11,998
剰 余 金 の 配 当	－	－	△395,972
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	2,544,078
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△254,817
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,128,115	1,128,115	1,128,115
当 期 変 動 額 合 計	1,128,115	1,128,115	3,033,403
当 期 末 残 高	713,361	713,361	14,651,645

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,826,811	流 動 負 債	15,479,525
現 金 及 び 預 金	2,116,996	短 期 借 入 金	13,500,000
関係会社短期貸付金	13,094,686	1年内返済予定の長期借入金	1,215,512
そ の 他	615,128	関係会社短期借入金	450,962
固 定 資 産	9,411,465	未 払 金	33,590
有 形 固 定 資 産	71,999	未 払 費 用	25,137
建 物	63,969	賞 与 引 当 金	20,464
そ の 他	8,030	そ の 他	233,857
無 形 固 定 資 産	1,437	固 定 負 債	2,735,154
ソ フ ト ウ エ ア	1,437	長 期 借 入 金	2,693,564
投資その他の資産	9,338,028	退 職 給 付 引 当 金	12,590
関係会社株式	9,241,049	そ の 他	29,000
繰延税金資産	24,552	負 債 合 計	18,214,679
そ の 他	72,426	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	25,238,277	株 主 資 本	7,023,598
		資 本 金	437,099
		資 本 剰 余 金	4,552,139
		資 本 準 備 金	1,620,926
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,931,212
		利 益 剰 余 金	3,121,094
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,121,094
		繰越利益剰余金	3,121,094
		自 己 株 式	△1,086,735
		純 資 産 合 計	7,023,598
		負 債 純 資 産 合 計	25,238,277

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関 係 会 社 配 当 金 収 入	400,000	
関 係 会 社 経 営 指 導 料 収 入	825,975	1,225,975
営 業 費 用		
一 般 管 理 費		1,010,506
営 業 利 益		215,469
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	112,773	
受 取 賃 料	10,056	
為 替 差 益	6,707	
そ の 他	11,395	140,932
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102,177	
支 払 手 数 料	27,153	
そ の 他	11	129,342
経 常 利 益		227,059
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,301	3,301
税 引 前 当 期 純 利 益		230,360
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△290,759	
法 人 税 等 調 整 額	179,816	△110,943
当 期 純 利 益		341,303

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	3,175,763	3,175,763
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	5,999	5,999	－	5,999	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△395,972	△395,972
当 期 純 利 益	－	－	－	－	341,303	341,303
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	5,999	5,999	－	5,999	△54,669	△54,669
当 期 末 残 高	437,099	1,620,926	2,931,212	4,552,139	3,121,094	3,121,094

	株 主 資 本		純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△831,918	7,321,085	7,321,085
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	－	11,998	11,998
剰 余 金 の 配 当	－	△395,972	△395,972
当 期 純 利 益	－	341,303	341,303
自 己 株 式 の 取 得	△254,817	△254,817	△254,817
当 期 変 動 額 合 計	△254,817	△297,487	△297,487
当 期 末 残 高	△1,086,735	7,023,598	7,023,598

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社オプティマスグループ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 力 夫
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 西 口 昌 宏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示す

る必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社オプティマスグループ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 辺 力 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 口 昌 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必

要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社オプティマスグループ 監査等委員会

監査等委員 長 崎 伸 郎 ㊞
(常 勤)

監査等委員 縄 野 克 彦 ㊞

監査等委員 伊 藤 真 弥 ㊞

監査等委員 布 施 伸 章 ㊞

(注) 監査等委員4名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は一定の期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 第8章 附則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第42条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
第8章 附則	
(新 設)	

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。また、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
1	[再 任] 山 中 信 哉 (1960年2月13日)	1988年4月 (株)日貿・ジャパントレーディング（現 (株)日貿）設立 代表取締役社長就任（現 任） 2015年1月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	1,040,590株
(重要な兼職の状況) (株)日貿 代表取締役社長			
(取締役候補者とした理由) 山中信哉氏は、当社グループの創設者及び当社の代表取締役社長として長年にわたり当社グループ全体の経営をけん引し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、中古自動車の貿易事業に係る長い経験と企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 上記の理由により、当社は、山中信哉氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
2	[再 任] ロバート・アンドリュ ー・ヤング (1972年5月5日)	1998年7月 Vehicle Solutions Limited取締役就任 2002年3月 (株)日貿・ジャパントレーディング(現 (株)日貿)入社 ゼネラルマネージャー 2004年5月 Nichibo Trading Company New Zealand Limited取締役就任 2004年9月 Auto Advance Finance Limited取締 役就任(現任) 2009年4月 Auto Finance Direct Limited設立取締 役就任(現任) 2013年5月 (株)日貿取締役就任(現任) 2015年2月 Universal Finance Company Limited 取締役就任(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任)	699,330株
(重要な兼職の状況) (株)日貿 取締役 Universal Finance Company Limited 取締役			
(取締役候補者とした理由) ロバート・アンドリュース・ヤング氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2004年にAuto Advance Finance Limited取締役に就任して以来、主に当社グループのサービス事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。 上記の理由により、当社は、ロバート・アンドリュース・ヤング氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
3	[再 任] マーティン・フレイザー・マッカラック (1972年1月6日)	1988年 6 月 JENNERS CUSTOMS & FREIGHT LIMITED入社 1991年 9 月 McCathie Customs Limited (現 McCullough LIMITED) 入社 1999年 9 月 同社取締役就任 2002年 8 月 NCC Car Carriers Limited取締役就任 2012年 2 月 Dolphin Shipping Agencies Limited (現 Dolphin Shipping New Zealand Limited) 取締役就任 (現任) 2015年 2 月 Universal Finance Company Limited 取締役就任 2015年 3 月 Compass Auto Logistics Limited取締 役就任 2015年 6 月 当社取締役就任 (現任) 2016年 2 月 コンパス・ロジスティクス(株)代表取締役 社長就任 2016年 3 月 Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited取締役就任 (現任)	699,330株
(重要な兼職の状況) Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役			
(取締役候補者とした理由) マーティン・フレイザー・マッカラック氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2002年にNCC Car Carriers Limited取締役に就任して以来、主に当社グループの物流事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。 上記の理由により、当社は、マーティン・フレイザー・マッカラック氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	[再任] いわおかひろあき 岩岡廣明 (1958年5月1日)	1982年4月 三井物産(株)入社 2002年5月 同社経理部総合企画室兼CFO企画部システム統括室長 2002年12月 同社経営改革推進部コーポレートプロセス室長 2005年1月 欧州三井物産(株)RegionalCFO就任 (兼務)ドイツ三井物産(有)取締役CFO就任 2009年12月 三井物産(株)金属事業管理室長兼金属業務部連結経営支援室長 2013年10月 (出向)三井物産スチール(株)常務取締役管理本部長CFO就任 2015年11月 (兼務)三井物産鋼材販売(株)(現NST三鋼販(株))常務取締役管理本部長CFO就任 2018年6月 当社常勤監査等委員社外取締役就任 2020年6月 当社取締役就任(現任)	—
(重要な兼職の状況) なし			
(取締役候補者とした理由) 岩岡廣明氏は、長年にわたり経理、財務業務に従事し、CFOを務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、海外を含めた事業会社での監査役(株)三井物産レザー販売、Mitsui Automotive Europe B.V.、(株)トランス・フリート(現物産ロジスティクスソリューションズ(株))、三井物産メタルズ(株)等)、取締役等の豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。 上記の理由により、当社は、岩岡廣明氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
5	[新 任] ジョン・スタータリ (1967年7月24日)	1997年 2 月 Proton Cars Australiaアフターセールスマネージャー就任 2002年 7 月 Proton Cars Australia取締役社長就任 2005年 1 月 Lotus Cars Australia取締役社長就任 2012年12月 Citroen Automobiles Australia取締役就任 2013年10月 Peugeot Automobiles Australia取締役就任 2018年 7 月 Deloitte Australiaパートナー就任 2021年 1 月 Optimus Group Australia取締役社長就任(現任) Dolphin Shipping Australia P/L取締役就任(現任) Global Carz P/L取締役就任(現任) OzCar P/L非常勤取締役就任(現任) 2022年 1 月 Blue Flag P/L非常勤取締役就任(現任)	—
(重要な兼職の状況) なし			
(取締役候補者とした理由) ジョン・スタータリ氏は、当社が戦略的成長市場と位置付けるオーストラリアで、長年に亘って自動車関連会社および大手コンサルティング会社で自動車産業に携わり、また企業経営にも関わってきました。その知見を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。 上記の理由により、当社は、ジョン・スタータリ氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. [新 任]は新任の候補者、[再 任]は再任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 岩岡廣明氏を除く各候補者は、現に当社の子会社の業務執行者であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案は、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

また、社外取締役候補者全員（4名）については、当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
1	[再 任] 伊 藤 真 弥 (1976年12月28日)	2002年10月 弁護士登録 西村あさひ法律事務所入所 2007年 7 月 (株)みずほコーポレート銀行出向 2010年 4 月 駿河台大学法科大学院非常勤講師 2012年 8 月 (独) 中小企業基盤整備機構中小企業大 学校講師 2016年 1 月 西村あさひ法律事務所パートナー（現 任） 2019年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2021年 4 月 ヒューマンライフコード株式会社社外監 査役（現任） 2021年 6 月 ネットワンシステムズ株式会社社外取締 役（現任）	—
(重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所 パートナー			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 伊藤真弥氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。 上記の理由により、当社は、伊藤真弥氏が、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
2	[再 任] なが さき のぶ お 長 崎 伸 郎 (1955年6月28日)	1978年 4 月 トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株)) 入社 2001年 1 月 出向 トヨタモーターオーストラリア 経理担当副社長就任 2003年 1 月 出向 トヨタモーター欧州製造統括会 社 経理担当執行役員就任 2008年 1 月 トヨタ自動車(株) 関連事業部長就任 2010年 4 月 あいおい損害保険(株)(現あいおいニッセ イ同和損害保険(株))入社 経理担当執行 役員就任 2011年 2 月 (株)マルカキカイ(現(株)マルカ)社外監査役 就任 2016年 2 月 同社社外取締役就任 2016年 4 月 あいおい損害保険(株)(現あいおいニッセ イ同和損害保険(株))専務執行役員就任 2018年 3 月 同社退社 2020年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	—
(重要な兼職の状況) (株)日貿 監査役 (株)日本輸出自動車検査センター 監査役			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長崎伸郎氏は、自動車製造業・損害保険業において、豪州・欧州での勤務も含めた人事・経理・関連事業管理・内部監査等の管理業務に従事し、また経営者としての経験も豊富であり、幅広い経験で培ったバランス感覚と監査業務を含めた高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。 上記の理由により、当社は、長崎伸郎氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
3	[再 任] 布施 伸 章 (1965年7月1日)	1988年 4 月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2002年 7 月 同監査法人パートナー就任 企業会計基準委員会専門研究員、金融庁 企業会計審議会監査部会専門委員、日本 公認会計士協会理事等を歴任 2015年11月 同監査法人退所 2015年12月 布施公認会計士事務所開設 所長就任 (現任) 2016年 7 月 合同会社会計・監査リサーチセンター設 立 代表社員就任(現任) 2018年 4 月 NFパートナーズ合同会社設立 代表社 員就任(現任) 2020年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	—
(重要な兼職の状況) 布施公認会計士事務所 所長 合同会社会計・監査リサーチセンター 代表社員 NFパートナーズ合同会社 代表社員			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 布施伸章氏は、長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与されており、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を以て、企業会計面に留まらず多くの企業の健全運営に貢献されていることから、会計の高度な専門性と企業運営支援の幅広い知見を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。 上記の理由により、当社は、布施伸章氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
4	[新 任] おさ だ ふとし 長 田 太 (1954年6月11日)	1978年 4 月 運輸省(現 国土交通省)入省 2004年 7 月 同省港湾局管理課長就任 2011年 9 月 同省航空局長就任 2012年 9 月 内閣官房審議官（総合海洋政策本部事務局長）就任 2014年10月 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング(株)顧問就任 2015年 6 月 成田国際空港(株)専務取締役就任 2017年 6 月 同社代表取締役副社長就任 2019年 6 月 (一財)日本気象協会代表理事理事長就任（現任） 2020年 3 月 (公財)日本海難防止協会理事就任（現任）	—
(重要な兼職の状況) なし			
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長田太氏は、長年にわたる交通行政の経験に加え、企業経営の経験も豊富であり、幅広い経験で培ったバランス感覚と、交通事業から行政、法務、組織運営に及ぶ高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。 上記の理由により、当社は、長田太氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. [新 任]は新任の候補者、[再 任]は再任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 伊藤真弥氏、長崎伸郎氏、布施伸章氏及び長田太氏は、社外取締役候補者であります。
4. 伊藤真弥氏、長崎伸郎氏及び布施伸章氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。伊藤真弥氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、長崎伸郎氏及び布施伸章氏は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 伊藤真弥氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的知見を有していることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社は、伊藤真弥氏、長崎伸郎氏及び布施伸章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、長田太氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、伊藤真弥氏、長崎伸郎氏及び布施伸章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、長田太氏につきましても、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしておりますので、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。
- なお、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/independence/>）に掲載しております。

<ご参考>

本定時総会において、第2号議案及び第3号議案が原案とおり承認可決された場合の取締役会の構成及び当社が取締役に期待する主な専門性と知見は以下のとおりです。

	当社における地位 (予定)	企業経営	当社事業	国際性	IT・DX	マーケティング	財務・会計・税務	法務・制度	内部統制	主な経歴・資格等
山中 信哉	代表取締役社長	○	○	○		○			○	
ロバート アンドリュ ー ヤング	取締役	○	○	○		○				
マーティン フレイザ ー マッカラック	取締役	○	○	○		○				
岩岡 廣明	取締役	○	○	○	○		○	○	○	
ジョン スタータリ	取締役	○	○	○		○				
長崎 伸郎	取締役(監査等委員/社外/常勤)	○	○	○			○	○	○	
伊藤 真弥	取締役(監査等委員/社外)			○				○		弁護士
布施 伸章	取締役(監査等委員/社外)						○		○	公認会計士
長田 太	取締役(監査等委員/社外)	○						○		元国土交通省航空局長 (一財)日本気象協会代表理事理事長

※ 上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や知見を表すものではありません。

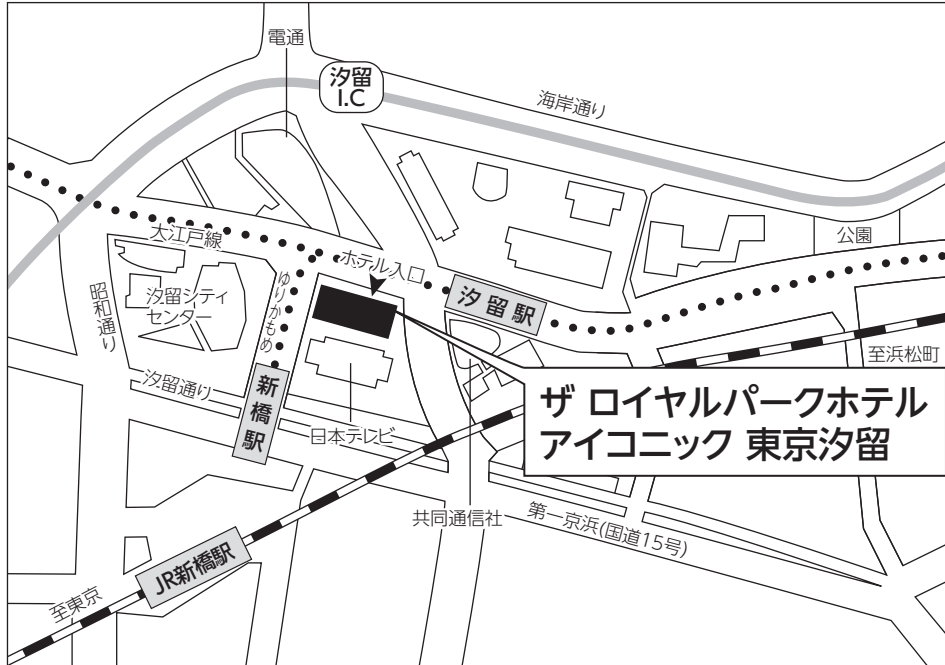
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区東新橋一丁目6番3号

ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留 25階「しおさい」

電話：(03) 6253-1111 (代表)



(会場への交通機関)

J R新 橋 駅 汐 留 口 より 徒 歩 3 分
都営地下鉄浅草線.....新 橋 駅 より 徒 歩 3 分
都営地下鉄大江戸線・ゆりかもめ.....汐 留 駅 より 徒 歩 1 分
東京メトロ銀座線.....新 橋 駅 より 徒 歩 5 分

(お願い)

当日の受付は25階の会場受付で行います。

ご来場之际しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。また、議事資料として、本第8回定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。